

事業主のみなさまへ

令和7年度 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようとすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部では、**民間企業等で** 障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため、下記のとおり「**障害者職業生活相談員資格認定講習**」を実施します。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

開催日程

いずれも3日間（合計10時間）の日程で、オンライン配信形式で2回実施します。

	第1回	第2回	時 間	形 式	会 場
1日目	10月22日(水)	12月 3日(水)	12:30～17:00（195分）	オンライン	所属事業所等
2日目	10月23日(木)	12月 4日(木)	12:30～17:00（195分）	オンライン	所属事業所等
3日目	10月24日(金)	12月 5日(金)	10:30～16:00（210分）	オンライン	所属事業所等
任意講習	12月11日(木)	(1,2回共通)	13:00～15:45（165分）	集 合	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

※別紙「オンライン配信受講に係る受講規約」をご一読ください。
インターネット環境が整っていない方は、当支部（ポリテクセンター鳥取）で受講することも可能です。事前にご相談ください。
※3日間のオンライン講習を全て修了した方には、「修了証書」を交付します。
※任意講習の受講は資格取得の要件ではありません。希望者を対象に「支援学校見学と意見交換会」を実施いたします。

受講対象者

- ①障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方。
 - ②雇用している障害者を5人に満たない場合もお申し込み可能ですが、定員を超える場合は①の方を優先いたします。
 - ③同一事業所から複数名の申し込みは可能です。ただし、申込み状況によっては、次ページの受講要件の1から7の順で受講可非決定の優先順位付をした上で受講の可否決定を行います。
- また、受講の際に利用する端末及びメールアドレスは、お一人様ごとにご準備ください。

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合があります。受講予定日の3週間位前に、受講の可否についてご連絡を差し上げることとしておりますのでご了承ください。

※就労支援に携わる方のスキルアップのための受講は対象者に該当しません。

※国や地方公共団体等の公務部門の方は、労働局主催の「公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習」講習をご利用ください。

受講料

無料

申込方法

鳥取支部ホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールでお申し込みください。

■「障害者職業生活相談員資格認定講習について」
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/phujb800000028pf.html>

申込締切 令和7年 9月16日（火）

【申込先】

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高齢・障害者業務課

TEL 0857-52-8803 E-Mail tottori-kosyo@jeed.go.jp

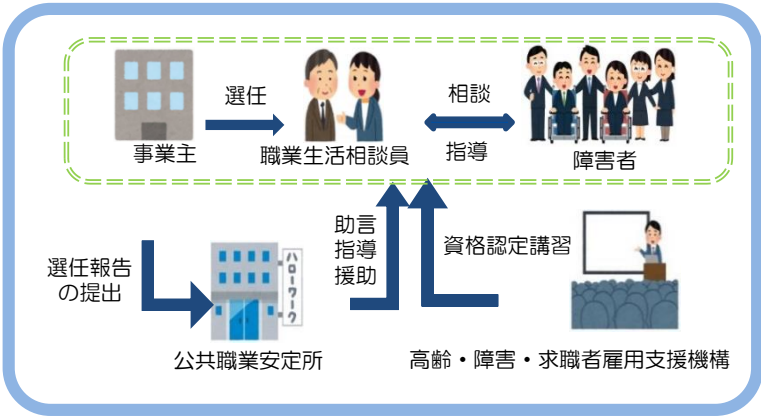


QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について



障害者職業生活相談員になるには

◆受講要件

1	選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいないため
2	選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となるため
3	当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みのため
4	選任義務がある事業所で、実務経験により相談員として選任されているが、講習を受講したいため
5	選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要なため
6	相談員を既に選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員するため
7	その他、資格認定講習の受講が必要と判断される者

◆厚生労働省で定める資格要件

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校卒業後又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

（※）「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修（国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業）修了者を指します。



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構
鳥取支部 高年齢・障害者業務課

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11

TEL 0857-52-8803

FAX 0857-52-8785

E-mail tottori-kosyo@jeed.go.jp

URL <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori>

鳥取支部 高年齢・障害者業務課では、事業主等の皆様に、高年齢者等の雇用に関する相談・援助、高年齢雇用・障害者雇用助成金申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告申請の受付及び障害者の雇用に関する講習・情報提供・啓発活動等の業務を実施しています。